

入札公告(建設工事)

次のとおり一般競争入札に付します。

令和 8 年 4 月 13 日

支出負担行為担当官

長崎刑務所長 磯 貝 真 之

1 工事概要

(1) 品目分類番号

41

(2) 工事名

令和 7 年度長崎刑務所収容棟ガス給湯器改修工事

(3) 工事場所

長崎県諫早市小川町 1650 番地

(4) 工事内容

既設ガス給湯器を撤去し、同等のガス給湯器を新設するもの。

(5) 工期

令和 8 年 8 月 31 日まで

(6) 本件入札手続は、入札参加申請手続、入札手続等を電子調達システム(政府電子調達(GEPS)) (<https://www.geps.jp/>) により行う。

なお、電子調達システムにより難しい者は、支出負担行為担当官の承認を得た場合に限り、入札参加申請手続及び入札手続の全てを書面により行うこと(本件入札手続において「紙入札方式」という。)ができる。

2 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令(昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。)第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第 70 条における特別の理由がある場合に該当する。

(2) 本工事の業種区分(管工事)において、法務省の令和 7・8 年度における建設工事の一般競争参加資格の認定を受けていること(会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、法務省が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること)。

(3) 法務省の令和 7・8 年度における管工事の一般競争参加資格の認定の際

なお、紙入札方式による場合は上記（１）の場所に持参若しくは郵送（書留郵便に限る。提出期限内必着）すること。

（４）入札書の提出期限及び提出方法

ア 提出期限 令和８年５月２０日午後２時（必着）

イ 提出方法 上記（３）イに同じ。

（５）開札の日時及び場所

ア 日 時 令和８年５月２１日午後２時

イ 場 所 〒854-0053

長崎県諫早市小川町 1650 番地

長崎刑務所会議室又は電子調達システム

４ その他

（１）手続において使用する言語は日本語、通貨は日本円、時間は日本の標準時及び単位は計量法（平成４年法律第５１号）による。

（２）入札保証金

免除

（３）契約保証金

納付（保管金の取扱店 日本銀行諫早代理店（十八親和銀行諫早支店））。ただし、利付国債の提供（保管有価証券の取扱店 日本銀行諫早代理店（十八親和銀行諫早支店））又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

（４）入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

（５）落札者の決定方法

予決令第 79 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

- (6) 手続における交渉の意図の有無
無
- (7) 契約書の作成の要否
要
- (8) 本工事に直接関連する他の工事の請負契約を本工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無
無
- (9) 関連情報を入手するための照会窓口
上記3(1)に同じ。
- (10) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加
上記2(2)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記3(3)により申請書を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時に於いて、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
当該資格の認定に係る申請方法は法務省ホームページ
(http://www.moj.go.jp/chotatsu_kensetsu_shikakushinsa.html)
に掲示している。
- (11) 詳細は入札説明書による。